

東洋学報 第八十四卷第一号 平成十四年九月

論 説

王穆の西郷県志

——陝西の稀覩地志を読み解く——

安野省三

はじめ「王穆と西郷県志⁽¹⁾」という題名が頭に浮かんだ。しかし、ここは並立助詞の「と」では漠として締りが悪い。どうしても、所有・所属を明示する格助詞「の」でなければならないと思った。それほどこの県志には、一貫して知県王穆の個性が色濃く映し出されているのである。いいかえると、かれが息子たちまで動員して、心血を注いで完成させた地志なのである。編纂時期は康熙五十七年（一七一八）で、かれが知県に着任した五十一年から数えて七年目に当たる。実はこの間、かれは五十四年冬に西郷県の西隣り城固県の知県を兼任するよう命ぜられ、五

十六年十月に『城固県志』十巻を上梓している。つまり、間隔をおかずに、二年連続で両県志を編纂したことになる。

今、両県志を読み比べてみると、同一人物の撰とは思えないほどの差異を感じる。『城固県志』は伝統的な地志の体裁こそ整えているものの、随所に倉卒に編んだ形跡が目立ち、凡作としかいいようがない。それに反し、『西郷県志』は形式に捉われず、自由奔放な作風が横溢し、間違いなく力作である。どうして、こういう結果になつたのか？ その辺の事情は定かではないが、少なくともかれの職責を果そうとする気構えは、西郷県において充実し、城固県の方は弛緩していたのではないか。それが正直に修志の態度に反映したと思われる。

王穆（字靜淵）の経歴について、『西郷県志』は巻四秩官志、官守・知県項で、「江南松江府婁縣人。歲貢。」と記すにとどむ。後世の作であるが、嚴如煙の嘉慶19（一八一四）『漢南統修郡志』巻十秩官卷下・西郷県知県項では、より詳しく述べるように記す。

江蘇婁縣の人。歲貢。康熙五十一年任。邑、兵燹^{へいせん}を経るの後、田地は荒蕪し、徵賦は原額と符せず。官民均しく病む。穆、上官に請い、民を招き荒を懲^{めら}し、賦を承けしむ。招徠館を作る。楚民の西に来たりし者、數十家。是れ自り田地日々闢^{ひら}かる。又た邑、山は大にして林は深く、虎患多し、穆、神に祷り、人を募りて之れを射る。前に虎若干を獲、患以つて息む。邑、旧と志乗なし。穆、文を徵し獻を考し、県志若干巻を作る。頗る詳備と称さる。月の朔望に、紳耆を率い、聖諭を宣講す。四郷に於いても亦た棚を設けて宣講す。風俗、之れが為に丕^{おお}いに変ず。教養並びに施し、古えの循吏の風あり、後、篆を城邑に署し、復た城固県志を修す。今に迄ぶま

で、両地の父老、賢令と称する者、必ず首めに之れを推す。

おおむね、西郷県知県時代の政績の節略である。康熙十年代、吳三桂の乱の直撃を受け、住民は減少し田地は荒廃した。そこで招徴館を建てて、移民の確保と徵税の回復に尽力し、あわせて虎害の駆除にも成績をあげた。文教面では、県志を編み聖論を講じ、風俗・教育ともに改善され、古えの循吏の風格があつた、という。末尾で、城固県知県を兼ね、「城固県志」を編んだことにふれ、嘉慶期に及ぶまで、両県の父老たちが称賛に値する賢令として、まず第一に王穆を推した、とのべる。端的にいうと、清官であつたとする評価である。「郡志」撰者の嚴如煙その人も、官僚生活の大半を秦嶺山脈の地方官として過ごした正真正銘の清官であった。なにぶん秩官志の叙述ゆえ、王穆の全生涯には言及していない。現時点では他に典拠がなく、本格的な王穆伝は書けない。ただ、ほかにも嚴如煙が王穆を高く評価していた傍証はある。「郡志」卷十秩官卷下には、順治二年（一六四五）任の塗騰茂から嘉慶十二年（一八〇七）任、十五年復任の馮麟趾まで、計三十三名の知県名が羅列されている。さらに、名簿に付して治績を割注形式で載せるが、前掲の王穆のが最も詳しい。というよりは、王穆を除いた残り三十二名については、治績の名に値する記述を缺いている。要するに、王穆だけが賢令の扱いを受けていたのである。

一一

本題の「西郷県志」の考察に入る。首巻に相当する部分は、序（王穆）、県治図跋（王穆）、図、疆域図跋（王穆）、目録、纂修者、原叙（順治四年任の知県張台耀と康熙二十一年任の知県史左の両種の序文）の順序である。纂修者の名簿

をみると、王穆輯は当然のこととして、次にかれの五人の息子が編次として名を列ねる。続けて、校閲者三名、参訂者三名、参閲者四十名の姓名が掲げられている。目録は卷一輿地志、卷二建置志、卷三食貨志、卷四秩官志、卷五～卷十藝文志（卷十は上下に分かつ）とあって、やや粗っぽい構成ではあるが、各卷の細目も一般の地志と大差ない。

全巻は五百七十七葉から成り、うち四百十四葉を藝文志が占める。実に七割強にのぼり、この点からみても、特異な地志であることが理解できる。第一巻の巻頭に「知西郷県事雲間王穆重修」とあるが、この「重修」の箇所は第二巻～第十巻下の巻頭をみると、「重輯」「重葺」「輯」「自著」と実にさまざままで、不統一である。うち、「重」字を冠した場合は、例によつて例の如く、旧志を踏襲したことを断つてゐるわけで、何の変哲もない。注目されるのは、卷九の「知西郷県事雲間王穆輯」と卷十下「知西郷県事雲間王穆自著」であつて、両者を併せると百十七葉、つまり全体の一割という計算となる。そればかりか、卷十上の三十三葉の半分以上は王穆の自著であつて、これを加えれば、全体の一割五分にのぼる。さらに、執念深く点検すると、首巻に相当する箇所のうち、「序」「県治図跋」「疆域図跋」も王穆自身の筆に成る。かれは自らが執筆した箇所には、いちいち、「王穆」と明記しているので、その点では紛れがない。

ふつう地志の序文は美辞麗句を連ねて、文飾を施す事例が多い。おおかたは臨場感に缺け、撰者のプロフィールを窺うにも、その手だてがない。ところが、王穆のは個性豊かで、序文だけ読んでも、かれの人柄が彷彿として眼前に迫つてくる。まず地志編纂の原則をのべたうえで、「近きは則ち朝邑、武功、高陵、鄠縣の諸志、言を選び章

を簡び、藝苑に樹声せざること莫し。然れども、吏治民生に於いて大いに裨益すること無し」といった按排で、陝西省の数県の近志の出来具合を一刀両断に切り捨てている。「然於吏治民生、無大裨益也」といった表現は、率直かつ辛辣としかいよいよがない。また現任の西郷県の旧志についても、「旧志を接するに、順治癸巳、張令原纂す。康熙癸亥、史令の重修を経ると雖も、但だ掛くること少く遺すこと多く、未だ克く善を尽さず」と評し、ここでも「但掛少遺多、未克尽善」の一旬は、先輩知県の上梓した地志の評価に手心を加える寛容さがない。

こうした評論家的精神の発露を踏まえて、では自らの施政はどうかというと、対蹠的に「招徴を広め、虎患を除き、城垣を修し、堰渠を築き、田糧を清し、豪滑を剪し、祠宇を葺し、学宮を修し、義學を建つるが如きは、革めて委に諸大事を収め、毅然として之れを行い、敢えて懈弛せず。今、罪を待つこと七載なり。」と断言して憚らない。かれの資格は歳貢なので、山奥の貧窮県の長官でも文句はいえない。それにしても、この時期の西郷県の情況はといえば、かれの言葉を借りると「窮山惡水、十室九空、虎穴狼窩、榛荆遍野、土鮮漸摩ゼンマ・ザハ、民率頑梗」を特徴としていた。四字句で表現された自然と人文の態様は、あたかもこれ以上の悪条件はない、とでもいいたげな風情である。だからこそ、康熙四十三年から五十年までの八年間に、八名の知県交迭があつた（卷下文告、王穆「上永撫台稟」、以下「稟」と略称）。先輩知県たちは、単純計算で平均してわずか一年の任期しか全うできなかつた。右の「稟」を読むと、貧窮県の知県の苦衷が切々と伝わってくる。

およそ知県の職責のうちで、錢糧徵收と治安維持の二つが最も重要である。その可否が直接に勤務評定につながる。かがれ、「稟」中で主として問題にしているのは、前者についてである。知県に着任して錢糧が未完の場合には、

降格の対象となる。規定額の三割以上の未完は、定例として降五級調用という重い処分が必至であった。⁽²⁾ 一年のうちで、どの月に着任するかはさまざまだが、錢糧徵収の会計年度は九月末と決っていた。そこで、前任者からの引き継ぎを含めて、九月末までに過去一年間の錢糧を徵収しておかなければならぬ。前述の八年で八名の知県は、おむね缺損をつくつて処罰されたことを物語つている。そのうえ、西郷県についていえば、吳三桂の反乱（一六七三～七八）で当地が数年間占拠され、人民の逃散と虎狼の肆虐が甚大であった。加えて連歳の飢饉とあつては、「数百里内、絶えて人烟なし。編里十六、其の最も著なる村莊も寥寥數家に過ぎざる耳」、「稟」の表現もあながち誇張とは言い切れない。

たとえ住民が寥寥であつても、知県は規定の錢糧を徵収しなければならない。西郷県の錢糧額は八千六百余両。うち一千四百両余が永らく缺額のままで、過去八年で八名の知県は、だれ一人としてこれを補填することができなかつた。かれは八名のうち二名につき評言を加えている。まず羅峰（康熙四十六年任）は、「束手して斃るるを待つ」（「稟」）たとあるから、解決を断念して傍観者に徹し、ひたすら自分に下される処分を待つたようである。もう一人の徐珩（康熙四十九年任）の場合はどうか？ 王穆は「徐令の丁憂の如きは、猶お不幸中の幸いなる者のごとし」「稟」とのべ、徐珩がたまたま親の喪に遭遇したことを幸運とみなし、続けて「査するに、徐令の事に任ずるはわざかに九個月。未だ奏銷に遇わず、參罰を免るるを得。若し再に一年を倣さば、亦た必ず降調なり」（「稟」と判断する。知県在任が九か月で、錢糧徵収の決算期にも際会せず、処罰を免れた。かりに、あと一年も在任のままなら、降格は避けられなかつた、という。

では、西郷県の財政難の打開策は本當になかったのか？ 王穆は「然れども議する者、招徴を以つて上策と為さざるは無し。然れども招徴も亦た未だ言うに易からざるなり」（「稟」と）。移民を招致して生産力を回復させるのが上策であることがぐらい、だれでも気付く。しかし、招致も口にするほど容易ではない、というのだ。最も望ましいのは、吳三桂の乱で県外に移住した者を呼び戻すことであつた。ところが、かれらは概して四川において、安居樂業の生活を三十余年も続けており、今さら「誰か肯えて熟を舍て荒に就かんや」（「稟」）であつた。次善の策として、新たに他省から移民を招募したらどうか？ 王穆が精魂を傾けたのは、實にこの策であつた。その場合、障礙は二つ。一つは虎害である。県内は山が多く、樹木が繁り、猛虎が潜む。白昼でも人を襲い、氣の休まる暇もない。虎狼を退治しない限り、入植者の定着は望むべくもなかつた。かれは虎退治に関連して、『県志』卷十下文告「奏銷康熙」でこう語る。「但だ虎患、甚だ劇し。民、焉んぞ肯えて來たらん。去年冬月間、廣く虎匠を募る。卑職、親しく詣りて調度し、虎二十有四を殺す。民間の虎患、息む。遂に于干として來る。卑職、給するに牛種を以つてす。踴躍して開墾せざること無し。所以に向きの缺額一千有余なる者、今已に三百余金を補う。而して缺くる所は、実は一千七百有奇。或いは徐に一二年を俟たば、後來する者、日益しに衆く、自ら足額の望み有り。」つまり、虎退治の成果が挙がつたために入植者が集まり、積年の缺額二千余両のうち三百余両を補填することができた。いご後続者が増せば、一、二年のうちに全額の補填も期待できる、と。かれはこう自負するが、入植者の招募をめぐつては、もう一つ厄介な障礙があつた。虎害と対照して、かりに政害とよんでおこう。他省人を招募して開墾させるさい、四川と陝西とでは政令の上で差異があつた。明末清初の戰乱で四川の人口は激減した。清朝は四川

への移住を積極的に奨励し、法的優遇措置も講じた。嘉慶『大清会典事例』卷一四一、戸部、田賦、開墾の項で検証すると以下のごとくである。

(1) 康熙七年題准す。四川、民を招きて荒を墾ざば、議叙を准予す。

(2) 康熙二十九年議准す。川省、荒地甚だ多し。流寓の人、川に在りて居住墾荒を情願せる者は、地畝を將つて永く給して業と為さしむ。

(3) 雍正六年題准す。各省の入川の民人、每戸、水田三十畝或いは旱田五十畝を酌給す。若し子弟及び兄弟の子にて成丁なる者有らば、毎丁、水田なれば十五畝を増し、或いは旱地なれば二十五畝を増す。…(下略)…

(4) 雍正六年又た題准す。各省の入川の民人、戸を按じて地を給す。每戸、牛種銀十二両を給す。所給の銀、著落民戸の本籍の府州県、賠補す。所領人戸の名下、其の扣還を免ず。

このうち(1)は「招民墾荒」を奨励し、成績を挙げた官員への褒賞を謳つてゐるわけだが、ごく大雑把に政策理念を呈示したにとどまる。(2)はやや踏み込んで、四川への入植者に田地を給与することを約束してゐる。さらに(3)になると、入植者の戸ごと丁ごとの田地支給面積まで規定しており、「招民墾荒」策が現実化する可能性を明示する。(4)は(3)の補足であるが、入植者につき戸ごとに牛種銀十二両を支給し、その資金はかれらの本籍の府州県が負担する。受給者は返還の必要なし。以上、四川の「招民墾荒」策は、雍正六年になつてその全体像が顕現したとみてよい。

つぎに、陝西についてはどうかというと、右の(1)とほぼ同文が康熙三十二年に繋けて、一つだけ登載されて

いるといった頼りなさである。字句の違いは、（1）の「題准」が「議准」に、「四川」が「陝西」に置き換えられているにすぎない。これだけでは具体性に乏しく、陝西の地方官が「招民墾荒」を積極的に推進するさいの証文としては、あまりにも心もとない。事実、西郷県知県王穆はこの不備な証文に困惑した。詳細は後段にゆずるが、偏沅（湖南）巡撫から「楚省の民、秦に入るの例なし」という抗議をうけ、それがかれの招民策を呪縛したからである。康熙末年、西郷県への入植者個々人の本貫は何処であつたのかの問題はしばらく措くとして、現実には湖広から移動してくるケースが圧倒的に多かつた。結局、移住は出発地の湖広の府州県の丁口数の減少につながつた。湖広・偏沅巡撫が真剣にならざるをえなかつたのは、この点にあつた。

康熙末年はいうまでもなく地丁銀成立の前夜である。丁口数の減少は、地方官にとつては、田賦・丁銀の徵収に支障をきたす一大事であつた。「錢糧未完」となれば、かれらは降級調用を覚悟しなければならない。また、湖広の地方官は、「楚民無入秦例」の一句にも怯えた。次章での焦点となる移民の原籍地における携眷申請に対し、原籍地の大半を占めた湖広諸州県の長官は、印照⁽³⁾を発給すべきか否かで悩んだ。はつきりとした法令の裏付けがなかつたからである。上司に当たる湖広・偏沅巡撫の立場からすると、部下の法令違反行為を見過^{ごせば}、己が身に“失察の咎”（監督不行届の罪）が降りかかるつてくる。この移民現象は、湖広・陝西両官憲間の緊張にみちた政治的駆引きを誘発し、それに中央戸部の判断が絡むといった複雑な様相を呈した。

三

「西郷県志」の記事中で、他の追随を許さない際立った特長は、卷九藝文志・招徠^{ママ(4)}の内容である。この巻の冒頭は「王穆輯」となつており、すべてかれの筆に成る。卷九の八十一葉は卷七の九十九葉に次ぐ分量で、全巻の十四%を占める。同巻の内訳は次のとおり。

- (一) 招徠始末記
- (二) 墾^{ママ}恩移明事
- (三) 請賜詳咨飭示以便遵守事
- (四) 報明事
- (五) 懇恩移明事
- (六) 報明事
- (七) 嘉賞移闕事
- (八) 報明事
- (九) 招徠已有成效等事
- (一〇) 遵憲招徠等事
- (一一) 奉批安撫徎民事

(二二) 冒死哭恩等事

「招徠」とは、県外から移民を招致するの意で、(一)・(二)はこの趣旨に沿つた文である。およそ移民史を扱う場合、入植後のかれらの生き様を検証するのは、十分に満足はいかないにせよ、ある程度の手懸りはある。ところが、かれらが何時、どういう動機で、いかなる経路をたどつて入植してきたかを解明するのは至難の業である。その点で本書は稀有の価値をもつ。

(二) 「招徠始末記」

卷九全体の前文ないしは概要に相当する。あらかじめ、その大略を紹介する。西郷県は明末清初、「戸口殷繁、閭閻富庶」(「…」内の漢文または書き下し文は(一)からの引用。以下同じ)で、「小三原」(三原は陝西省中部に位置する県)と称された。ところが、吳三桂の乱で当地が八年間も蹂躪され、死亡や捕虜を事由に住民の過半は失われた。平定後も災害が相い継ぎ、逃亡がしきりで、残留者は昔日の二、三割。「遂に虎狼の窟と成るを致し、田の荒れ賦の通るる者、三十余年。」こうした情況下で、康熙五十一年に王穆が着任する。なんと、「終に正供を補すること無く、現居の土著は十室九空」の慘状であった。かれは四川陝西總督鄂海(5)の命令を受け、「開荒」に着手することとなつた。告示を發布して外省人を招致したところ、二年以内に湖廣・広東省などから、数千人が集まってきた。こうして、西郷は「天時地運、否極泰來(天地の巡り合わせで厄運が去り好運が到来した)」となる。だが、ほどなく意想外の横槍が入り、招致政策は頓挫した。湖廣巡撫劉殿衡から、中央の規定では、「楚省の民、秦に入るの例なし」

という異議申立てがあつたからである。

当時、西郷への移民は、広東を出発し湖広を経由する事例が圧倒的に多く、しかも湖広にしばらく定着したうえで入秦したようである。従つて、管下の戸口数の増減という点で利害が衝突する湖広巡撫としては、看過すことのできない問題であつた。こうして、入秦の途中で、「違制」を理由に原籍（広東省）や経由地（湖広省）へ戻された者は数万に及んだという。王穆はこの難局に処して、「余、復た剝切具詳に督憲に荷蒙し、会典の招墾の例を引き、□大部に咨覆し、以つて允行を得んと」した。つまり、明確適切に督憲たる鄂海の意向を汲み、『会典』の招墾例（後段16頁）を参照して、中央の許可を得ようとした。何としても「開荒」の実をあげ、往昔の繁栄を復活させたい。「因りて招徴終末・楚粵咨查の各案を將つて、彙めて左に録し、以つて後の君子の留意に俟たん」と結んでいる。以下、（二）から（二二）まで、實に八十葉に及ぶ西郷県への移住実態の記録が、われわれの眼前に提示されることになる。

（二）「懇恩移明事」

王穆が公文を湖広等五省の府州県に発し、移民の携眷（原籍から家族を西郷県へ呼び寄せること。以下同じ）を許可してくれるよう懇請した文である。はじめに、湖広を本貫とする五十九名、広東十三名、江西一名、広西五名、貴州一名、計七十九名の姓名を列記する。府州県名だけを示す。「湖広」荊州府江陵県・公安県、郴州・宜章県・桂東県・桂陽県、宝慶府邵陽県・新寧県・新化県、辰州府沅州・辰溪県、長沙府茶陵州・安化県・湘鄉県・善化県、衡州府桂陽州・酃県、岳州府澧州、永州府零陵県・祁陽県・新田県。「広東」韶州府□□県・樂昌県、南雄府始興

県。「江西」贛州府興國県。「廣西」桂林府永寧州・全州。「貴州」銅仁府銅仁県。

かれらの言い分では、故郷は「人稠地窄」で、耕田もなく生活は苦しい。そこで西郷県の勧誘に応じて入植した。が、家族は原籍に残したままで、地方官の戸籍検査も厳格である。早く印照を賜わり、携眷を実現したい、と。一方、西郷県は「地方千里、民人稀少」で、王穆としては総督鄂海の指示もあつて、広く招徴を行いたい。携眷にさして最も憂慮されるのは、沿途の要衝での阻害である。その点で貴治において何とか放行の措置を講じてほしい。

(三) 「請賜詳咨飭示以便遵守事」

郴州知州范廷謀の詳文にもとづき、護理偏沅巡撫阿琳が西郷県へ移民問題で調査を依頼してきた。王穆は調査結果を報告し、同時に陝撫・湖撫間の合意を条件に、郴州が移民の携眷を許可するよう要望した。結局、この要望は曲折をへたうえで容れられた。

范廷謀の念頭には、つねに「止有許民入川開墾之文、並無聽民赴陝墾荒之事」（民は開墾のため、四川に入るとは許されるが、陝西へは行けない）の規定があつた。従つて、民の入陝には警戒を怠らなかつたし、終始、携眷には拒否の姿勢で臨んだ。

五十四年九月、郴州桂陽県民甯如先が西郷県の印照を持参して郴州に赴き、携眷を請願した。粘單（印照添付資料）には、二十余戸男婦百余名の記載があつた。また、同じ桂陽県民唐秀文・謝先璉・鄒子祿等の粘單には、三十八戸男婦四百九十名が連記されていた。かれらは、「西郷招徠諭單」を所持し、湖南で移民を募集するつもりだつたという。范廷謀は後者の男婦数が異常に多いので、各戸三名に制限し、不審者の混入を防ごうとした。

粘单には姓名のほか原籍も書かれており、寧如先集団の場合、桂東・宜章・興寧県、廣東、江西等さまざまであった。また唐秀文集団のなかには、(イ)原籍が廣東及宜章県の民で、祖父が桂陽に来て入籍し丁銀を負担している者、(ロ)もと桂陽の民で丁糧田廬を有する者、(ハ)原籍が廣東及宜章県の民で、桂陽で佃耕し、丁糧田廬の無き者、以上の三種がいた。郴州が携眷申請の容認をためらつたのは、(イ)(ロ)についてであつた。范廷謀はいう。清朝の税制は均一であつて、丁糧を有する戸が陝・楚のどちらで納税しても同じであるのに、陝省の招徴は管轄内の丁糧の増加だけを狙つたものである。そもそも、陝・楚間は遠く隔つており、かれらが途中で衆を持んで事を起せば、自分は“疎忽の罪”を免れがたい。さらに男婦数の多い唐秀文集団のなかには、唐等が西郷で印照を請求するさい、実は本人が同道を希望しないのに、勝手に楚民の姓名を記入した例もあつて、これは“哄誘愚民の罪”にあたる、と。結局、范廷謀は楚民の移住と携眷に関して自ら判断を下すのをさけ、上部機関の指示を仰ぐこととした。

王穆の調査によると、唐秀文等は五十年にまず四川に入り、ついで五十一年十二月に西郷で開墾に従事し、一年後に入籍した。すでに、田地を獲得し、丁糧も負担しており、原籍の桂陽には依るべき資産はなく、家族だけが残された状態である。王穆はいう。もともとかれらが、楚で熟を捨て陝で荒に就くはずはない。おおむね前記(ハ)の丁糧無き佃戸であつて、関係機関の許可をえて、「湖広搬川の例」に照して入西と携眷を認めてほしい。そうすれば、西郷にとつては正賦の補完に役立つし、かれら窮民にとつても恩恵に浴することとなる、と。

携眷を要求する王穆と拒否する范廷謀と、その間に漢中府知府江朝宗も介在し、最終決着は陝撫と湖撫の判断に委ねられた。そして、鄂海の尽力が功を奏し、本件は王穆の訴願が成就する運びとなつた。

(四) 「報明事」

五十四年十二月、川陝の鄂海のところに護理偏沅巡撫湖南布政使阿琳及偏沅巡撫陳瑣からの詳文が届けられた。内容は湖南省永州府零陵県民陳咸亨・胡祥富等の携眷往秦案であり、その可否をめぐって西郷県と零陵県とが真向から対立した。王穆は鄂海が中央戸部と湖広督撫両院に公文を発し、西郷県の利益に沿つた解決策をとつてくれるよう要望した。

五十三年七月、陳咸亨・胡祥富等二十二名が西郷に到着し、安定里十甲の逃戸劉学夢等十九戸の九十二畝余、条銀十七両余を引き継ぎ開荒に着手した。ただ、家族は原籍に残したままなので、翌八月に携眷のために必要な証明書類を西郷県に請求し、十月にそれを受領した。当初、かれらが懼れたのは、沿途での査問と通行阻止であった。さいわい、原籍の零陵県では印照の発給をうけることができ、実に総数は五百八十余名にものぼった。ところが、五十三年冬の時点で、かれらはまだ西郷に到着できないままであった。やはり、沿途州県の要衝での査問を警戒しどこかに逗留していると推測され、王穆は「入川の例」に照して通行を許可してほしい旨、湖広巡撫に要請した。

この携眷往秦案につき、はじめから湖南側は、(イ)既存の法令に合致するかどうか? (ロ)地方官が印照類を発給すべきか否か? (ハ)沿途で放行すべきか否か? 以上の疑念がつきまとった。陳咸亨・胡祥富等は零陵県では田地を持たない窮民であつて、西郷がかれらを受け容れた事実も判つてゐる。ただし、従前、楚の窮民の入川については法令も整つていて問題はないが、四川以外の省へ赴く場合は中央にも規定がなく、上記(イ)(ロ)(ハ)のすべてにわたつて「否」という結論が下された。そこで、湖南側としては、勝手に印照を発行した地方官の職名(零陵県知県朱爾介)、

衡・長・岳三府内で通行を認めた官員の職名をそれぞれ検査するという方針を打ち出さざるをえなかつた。

こうした情況下で、王穆は朱爾介の許諾を手がかりに懸命な努力をする。かれは言う。本県は鄂海の命令をうけて招徴を行い、すでに湖広民人五百余家が開墾のために參集した。県は田地・房屋・牛種を支給し、錢糧を負担させ、雜徭も免除した。かれらは県の意を体し、親戚知己にも勧誘の手を広げている。いま戸部からの通達によると、卑職（王穆）が印照を發給したのは、明らかに法令違反だ、と。しかし、印照を支給して、広く「招徴開墾」を行うのは、すでに陝西省内では前例があり、それを踏まえて鄂海も指示を出している。また『会典』（康熙『大清会典』卷二十、戸部四、田土一、開墾）の墾荒之令、順治六年定の項に「地方官、広加招徴」の語があつて、後半の四字は範囲を本省に限定せず、自ずと隣省にも及ぶ。従つて、招徴した西郷県は違例ではないし、印照を發給した零陵知県が彈劾処分をうけるとすれば、それは冤罪に均しい、と。

最終的に五百八十余名がどうなつたのかは、本資料からは伺い知ることができない。

（五）「懇恩移明事」

五十三年六月、荊州府公安県民毛六子、唐君正、毛璜書、李明公、蘇永公の五名が西郷県に来て開墾を始めた。驚軍堤地方の逃戸張云の田五十一畝余を耕し、条銀九両五錢余を引き継いだ。これは西郷県の移民招聘策にもとづき、正規の手続きを経たものであつた。

毛六子等の口述によると、移住は必ずしも順調ではなかつた。公安県知県沈寅は里甲維持に熱心で、もし一戸が死歿または移住すると、残りの九戸で一甲（十戸）分の負担を覚悟しなければならなくなるため、県民の移動には

神経をとがらせ、移住先からの公文が届いて始めて許可した。また、途中の要衝での取締りも厳重で、たとえ印照があつても、省境を越えると当地の知県が通行を認めず、渡航費が無駄になる懼れもあつた、という。

実は五十四年に、両集団が西郷県発行の印照類を持参して、携眷のために公安県に戻った。一つは伍廷玉、毛玉安、熊帝鼐、毛簡侯の四戸で、名簿には七十七名が記載されていた。この集団は陝西への旅費がなく、知県沈寅の説得に応じ、公安県での安置を条件に移住しないという誓約書を提出した。もう一つが冒頭の毛六子等五戸であつて、名簿には百四名が登記され、その処遇が公安・西郷両県間の係争案件となつたのである。

知県沈寅は「楚民入秦、並無給照之例」をタテに印照を発給しなかつた。沈寅は在任中の五十五年に病歿するが、係争が表面化する五十六年の時点では公安県側は、少くもそのように主張した。当時、父兄を介して毛六子等に軽々しく故土を棄てないようにと勧告したが、かれらは西郷発行の印照を手に携眷を強行した、という。

これは、王穆の意見とは食い違つていた。沿途の彝陵州の胥吏からの報告によると、五十四年二月、秋船三隻に乗つた男婦百四名が当地を通過した。もし、公安発行の印照がなければ、通過を認めるはずはない。今さら、西郷発行の印照が捏造だとか、沿途の地方官が阻止を怠つたとか、そうした類いの遁辞は許されないし、事実、失察を理由に官員が処罰されたという話もきかない。さらに漢中府知府の申称をひき、百四名が公安県の印照を持って西郷へ向かい、沿途各州県の塘汎も違例（楚民入秦の例なし）を承知のうえで放行したとのべる。

両県の意見の不一致は別として、この百四名がまだ西郷には到着していないという事実は厳然としていた。王穆は康熙『会典』墾荒之令の「地方官、広加招徠」の一項を頼りに、「携眷入秦、安居落業」を認めるべきだと主張

する。塞外に出張中の鄂海の帰還を待つて、「入川之例」に準拠して百四名の東西を許可するよう、湖廣督撫両院に公文を伝達してもらうよう取り計らう、と。

(六) 「報明事」

五十四年に廣東韶州府樂昌県民陳弘道等と湖廣郴州宜章県民楊明生等が西鄉県に入植し、小屋を建て、縣から逃戸の田地と牛種の支給をうけ、ひとまず定着した。翌年、それぞれ西鄉県發行の印照を持って原籍へ戻り、閏三月三日に楊明生等は五十三名、三月十六日に陳弘道等は二十三名の家族を伴つてそれぞれ西鄉に帰着した。

この携眷は必ずしも円滑に進捗したわけではなかつた。沿途州県にあたる鄖県等から西鄉県へ異議申立てがあつたからである。鄖県知県盧上進はかれらをいつたんは抑留したが、かれらの哀訴に同情し、西鄉県に解決を委ねる形で通行を認めた。盧が躊躇したのは、例によつて「楚民・粵民に往秦開墾の例」がなく、湖廣巡撫からも通行許可の指示がなかつたことに起因していた。もつとも、移民の側からすれば、原籍地の全財産を擲つて千里往還に臨んだわけで、進退きわまる立場に置かれたことはいうまでもない。陳と楊の両者に共通するのはこの辺までで、個々には異質の事情が介在していた。

陳弘道等二十三名については、沿途の均州、襄陽・宜城・鄖西県からの報告では、暫時抑留したうえ原籍へ戻す方針であったが、王穆の強い要望に押され順次釈放したという。實際には、一同は西鄉県に到着したわけだが、そのうえで、原籍へ送還するか否かの最終判断は鄂海に一任された。そのさい王穆は、縣への既到者については原籍送還を免じ、未到者は招徴停止という新提案を行い、その線に沿つて湖廣・廣東巡撫の諒解をとりつけてほしいと

鄂海に懇請している。

同時に原籍の樂昌県に身元調査を依頼した結果、秦へ赴いたとされる陳弘道なる人物は実在しないという返答であつた。ただし、陳英俊・陳淡雲兄弟が五十四年十一月に家族をつれて楚に行き佃種した事実はある、と。この辺から、事態は混迷の度を深めてゆく。陳弘道とは、陳英俊等が改名して入秦したのではないのか？ かれが持つ印照はどこに官が發給したものであるのか？ 王穆は陳弘道を訊問する。かれの供述によれば、本名は陳英俊、原籍への追跡調査を懼れて弘道と改名し、五十四年六月に弟の淡雲と共に西郷に到り、安定里の絶戸任洪道の荒条銀一両三錢零を引き受けて開墾に着手した。その後、携眷のために県から印照の発行をうけ、五十五年三月に家族同伴で西郷に戻った、と。この供述を諒とし、王穆はかれらの定住を認め、鄂海を介して広東巡撫の諒解をとりつけようとした。

では、楊明生の場合はどうだつたのか？ 王穆は陳弘道も楊明生も違法入秦であることを納得したうえで、西郷での定住を許すべきか、それとも拘束して原籍に戻すべきか、に悩んだ。王穆の問い合わせに宜章県知県繆詵が答える。人民の往秦にさいし印照支給の例はなく、楊明生の携眷往秦は違法である。つまり、楊は違法を承知で強行したわけで、「奸猾」である。楊の所持する印照は偽造假印（ニセモノ）であり、それに関与した呉茂章、呉家駒の証言も得ている。楊を原籍に送還して訊問したうえで、この案件の早期決着をはかりたい、と。王穆は楊を呼びだして問い合わせた。かれの供述によれば、呉茂章等のいう假票とは全くの捏造であり、実は宜章県は印照を發給せず、沿途でも検査をうけ、上憲の指示待ちの状態である。ただ、西郷県発行の印照だけはホンモノである、と。これを

受けて王穆は、すでに西郷県に安住の地を得、原籍では無業の楊明生を宜章へ送還するのは、無益であるし不憫でもある、と考えた。このさい、原籍への送還は免じて遠来の窮民を救い、あわせて荒県（西郷県）も開拓民を得れば、一举両得であると判断し、鄂海を煩わして湖広巡撫への依頼文書の発送を願望している。

（七）「懲賞移関事」

広東南雄府始興県知県王克讓が、王穆からの公文書に返答する形式で書かれた。かつて、始興県の呉發貞・葉雲曾等が単身で西郷県に赴いて開墾に従事し、県下の大安里で戸籍も獲得した。ただ、それぞれの家族は相変らず故里に留つており、携眷のためには両知県の承諾と経由する要衝での通行許可が不可缺の条件となる。どうか善処してほしい、というのがかれらの願望であった。これに対し、まず王穆が呉發貞等十六家男婦百四十名の受け容れを認め、王克讓も移住を許可した。呉發貞等はいつたん故里に戻り、家族をつれて陝西へ出立した。なにぶん、両知県発行の印照をはじめとする必要書類を携帯しており、沿途の要衝（関津・把隘・塘汛）でも阻留すべき事由を見出せなかつた。かれらは護身用の鳥鎗（火縄銃）四桿を持つだけで、驃馬さえ引かず、五十四年六月には漢水を溯上して、漢陽—宜城—光化—均州を経由して西郷に到着した。

王穆からの報告に接した王克讓は、当初この百四十名の移住を許可したにもかかわらず、職責上、不安が脳裡をかすめた。独自に調査した結果、湖広人が四川に入つて開墾定住を許される部文（戸部の通達）はあつても、広東人が陝西にてかけて開墾を許される部文はないことに気付いた。かれは本件の経緯を関係する上部機関（巡撫湖広都察院劉殿衡・巡撫陝西都察院噶什団等）に上申し諒解をうる手続きは怠らなかつたが、最終的には自らの地位保全の

ためもあつてか、王穆に次の三点の確認と報告を要求している。廣東人吳發貞・葉雲曾等十六家の家族につき、(1)ほんとうに西鄉県に到着し、定住しているのかどうか? (2)廣東の人民が陝西に入つて開墾する例が有るのか無いのか? (3)吳發貞等が移動中に目的を逸脱して何か事件を起していないかどうか? 残念ながら、本件がどのような結末を迎えたかは、(7)を読む限りは未詳である。

(八) 「報明事」

五十四年、湖南布政使護理偏沅巡撫阿琳が湖広總督額倫特の同意をえて、移民問題で中央の判断を仰ぐべく、戸部へ提出した公文である。(イ)饒君柏—原籍は郴州宜章県。桂東県に來て佃耕。同県は「地狹人稠」のため、遠く西鄉県への移住と開墾を志す。五十三年五月に単身で西鄉に到着。逃戸李正春・李元春名義の田地と錢糧(十二両余)を引き継ぐ。十一月、西鄉知縣発行の印照を持って、携眷のために桂東県に戻る。桂東知縣は印照を発給した。ところが、郴州知州と湖南布政使は、県の対応が適切であつたか否かに疑念を懷いた。(ロ)張如龍—原籍は廣東乳源県。桂東県に移つて耕田するも、五十二年西鄉へ移住。五十三年十二月、王穆の印照と桂東知縣宛の公文を所持して、携眷を申請。桂東知縣はいつたんはこれを許可。しかし、適法か否かを疑い、五十四年正月に差役を伴つて郴県まで追跡し、自らが発給した印照を取り消し、「西鄉県移文はどうなつてているのか?」と詰問すると、紛失したといふ返答だった。そのさい、郴州及桂東県は、かれらの所持する西鄉の公証類が偽造ではないかと訝かつた。その後、彝陵州から報告が届いた。三月十四日、州内で小船一隻を発見し、張如龍等九戸男婦六十四名を取り調べた。地方官の印照を持ち、阻留する理由がない、と。(ハ)楊友秉・唐觀陽・唐國學等—零陵県民。五十四年、彝陵州からの報

告。四月二十一日に州内の河川で小船五隻男婦三百十六名を取り調べる。楊友秉等の一行で、地方官の印照三張を所持し、西郷県へ向かう由。即時に通行を認めた。ただ、彝陵州側は、前回の張如竜の件と一括して、偏沅巡撫に早急に以下の三点の決定を要望した。(イ)「携眷往秦」は適法か否か? (ロ)地方官は印照を発給すべきか否か? (ハ)沿途では放行すべきか否か? このうち(イ)についていえば、「携眷往川」には法的裏付けがあるが、「秦」にはそれがない点が、移出地の地方官の悩みの種であつたわけである。

以上の(イ)(ロ)(ハ)については、郴州知州范廷謀・永州府知府楊蔚を経由して、護理偏沅巡撫阿琳にその決着が委ねられた。西郷県の公文には、鄂海の招徠開墾獎励策の裏書きがある。従つて、偏沅巡撫としては、中央戸部の指示を仰ぐしか便法はなかつた。五十四年十月、戸部からの返答があり、「携眷往秦」は明らかに法令違反である、と。偏沅巡撫陳璉は、勝手に印照を發給した官員、沿途で放行を認めた官員、失察した上司、すべて彈劾すべしとの結論を下した。

実のところ、事態はこれで終息はしなかつた。布政使阿琳は、当事者の西郷における田地の開墾・錢糧の負担という既成事実を尊重する態度にでた。手続きの正当性や公証類の真贋のむきは、湖南側の閲知するところではなく、今後、本護院と川陝督撫院の間で確認すれば、それでよい。「庶わくは、奸民、その假冒を容す所なく、若輩も亦た著落すること有らん」とのべ、諸の經緯を鄂海に報告したうえで、部覆(戸部の回答)をいちじ棚上げにして、鄂海に最終処理を一任している。

(九) 「招徠已有成效等事」

王穆自身が推進した招徠策が功を奏したこと自画自賛した文である。執筆の時期は定かではないが、論述をたどると五十三年と推定される。かれは五十一年八月に西郷知県に着任するが、郷村は居民寥寥、城市は荒廃、起運錢糧五千八百余両のうち二千余両が缺額のままといった惨状であった。逃亡・災害・虎患が重なり、缺額は三十年に及び、歴代の知県は一年たらずでみな降格の悲運に見舞われている。

かれは川陝総督鄂海の勢威にすがつて職責を果そうとした。鄂海は着任後に、「居官要箴」（官吏服務心得）と「催科十則」（徵稅十か条）を頒布したが、王穆はこれらを「眞に吏治の章程、千秋の宝鑑なり」と称揚し、「憲台は当代第一の廉明の人なり。楚に在りては則ち紅苗投順し、陝に移りては則ち黒番帰化す。千古未有の奇勲を建つ」と贊美の言辞を惜しまない。文中に「楚」とあるが、鄂海は直前までは湖廣總督であつた。

五十二、三年に虎三十三頭を殺し、虎患は止んだ。「招徠印信諭單」（招民諭示）を刊刻し、人を各省に派遣。湖廣・廣東・江西・四川・貴州等から数千人が到来。こうして、除虎・招徠とともに鄂海の威光のもとに成功した。この間、再度鄂海に謁見し、西郷の苦況を訴え、漢中府俸工銀一千七百両でもつて西郷の四十九年度分の旧缺を補填することができ、感涙にむせんでいる。

招徠の実をあげるため、房屋の建設を認め、牛種支給・差徭免除も行つた。一方、移民の開墾した田地を、逃戸の子孫が横から所有権を主張したり、土豪劣紳が横領したりするのを警戒し、姓名・家族・負担錢糧額を記載した帳簿を総督の手元へ送つて検閲を依頼している。また、携眷を待つて戸籍簿への登記を認める方針も打ち出してい。こうして、とりあえず唐書華等九十余戸を招致し、地二十余頃が開墾され、三年がかりで瘠邑が楽土に変じた

と胸を張る。今後は、入植者に田地をきちんと管理させ、逃戸の子孫や豪劣による強奪を厳重に取り締る!と。

(一〇) 「遵憲招徴等事」

五十二、三年頃、四川陝西總督鄂海は陝西への移民招致のために「印信諭單」を発刊し、各省に配布した。この呼び掛けに応じて、湖広・廣東の各地から西郷県に大勢が集つた。荊州府江陵県民蘇大彪等十二戸、黃幽闕等十五戸、熊商友等十戸、徐仲照等十二戸、劉芳淑等十二戸、姚必榮等十二戸。公安県民黃鼎也等十八戸。辰州府辰溪県民羅君聚等十二戸（現居は四川遂寧県、佃戸）、嚴可琢等七戸（現居は四川大竹県、佃戸）、楊真朝等三戸（現居は四川廣安県、佃戸）。衡州府酃県民劉永吉等八戸、朱淑文等十二戸。郴州宜章県民王任先等十戸、楊惠生等九戸、廖祥雲等六戸。郴州民黃九兆等八戸。桂東県民姚惟先等十六戸。宝慶府邵陽県民謝君宏等八戸。永州府零陵県民彭仁俊等十三戸。郴州興寧県民王公文等三十戸。廣東韶州府樂昌県民陳英俊等五戸、乳源県民陳世通等九戸。以上合計二百四十七戸。「××戸」といっても、ほとんど成年男子の単身入植であつた。かれらは数千里を遠しとせずに馳せ参じ、小屋を建て田地・牛種の支給をうけ、錢糧も負担して開荒に従事した。ただ、父母妻子はなお原籍地か寄留地におり、骨肉分離は避けられない。何とか携眷を実現し、一家で力をあわせて耕作に励みたい、というのが共通の願望であった。

西郷県はかれらに印照を発行し、協力を惜しまなかつた。それにしても、原籍での携眷は至難の業であつた。原籍州県の対応は一様ではなかつたが、概して難癖をつけて拒絶する場合が多かつた。最大の障碍は、「湖民入陝の例なし」であった。たとえば、宜章県知県楊威はかれらの差し出した西郷県の文票をみて激怒し、三十板の笞打を

与え、許可しなかつた。寄留地の興寧県に戻った王公文（原籍は広東）も文票を没収され、県の公庭で知県から罵倒された。王公文は「私はすでに田地を業主に返し、家財も売り払って旅費に当てた。もはや佃戸になることも流民になることもかなわない。進退きわまつた」と悲鳴をあげている。かれらから再度文票の発行を求められた王穆は、かれらの申立てにもとづき家口・姓名・籍貫を文書化し関係機関に送った。あわせて鄂海から湖廣・四川督撫へ連絡し、「湖民入川の例」を準用して、原籍に抑留されているかれらの放行をねがつた。

かりに原籍州県において携眷が許されたとしても、次の難問が待ちかまえていた。原籍から西郷まで、実は沿途の要衝で足止めをくう懼れがあつたからである。廖仲賢・李淑萍・夏欽若等は、湖南を出て襄陽府光化県まで来て知県に抑留された。受理した上司の公文では、携眷禁止とあるという理由からであつた。携帯品は倉庫に格納され、小船も封鎖され、一行百余名は途方に暮れた。五十四年一・二月の長期にわたり走破した挙句であつた。姚惟先・楊又才等百三名は五十四年二月、襄陽府宜城県で抑留され、印照を破棄されている。両件とも、陝西督憲の公文さえあれば放行する、という申し渡しあつた。黃州府黃岡県民方承瓊は、五十四年正月に西郷で印照の支給をうけ、原籍で家族と合流して西郷へ向かつたが、漢陽府で抑留された。郴州宜章県民廖祥雲等三戸二十七名、譚子清等十戸五十一名、零陵県民竜春生等五戸五十九名は五十五年三月に鍾祥県で抑留された。譚集団五十一名のうち四十三名は逃走。竜集団も逃走を試みたが、うち三十九名は拘束された。いずれも西郷の印照を所持するも、印照内の名簿に登載されていない者も多数含まれていたといふ。

沿途の要衝をかかる地方官は、被抑留者が犯罪者ではないので、食糧の支給やら原籍への護送やらで苦しんだ。

かれらの共通の悩みは、『失察の咎』を懲ることであった。鍾祥県知県李素はトラブル防止のため、一方で湖南巡撫が管下に通達を出して通行を禁止し、他方で川陝總督が西郷県に命じて印照發給を停止させるしか解決の法はないといふ。

結局、携眷往秦については、陝西側は許可し、湖南側は禁止するという明確な差異がでた。陝西總督から湖廣總督への移文がなく、西郷県は招徴停止に追いこまれた。

(一一) 「奉批安撫徳民事」

徳民李秀伯・謝宗孝・劉永南等が王穆へ提出した上申書では、かれらは楚民であつて、先年、いつたん四川成都府井研県で入植を企てた。が、田地の取得がかなわず、野宿に近い状態であった。そこで四川陝西總督鄂海の処へ駆け込んで苦情を訴え、指示をうけた。「なんなら、本当に開荒の情があるなら、すぐに西郷県に赴いて開墾を申請せよ!」と。こうしてかれらは西郷に安住することができた。王穆は鄂海に最大限の謝辞を呈し、同時に漢中府の俸工銀でもつて西郷県の旧缺を補填してくれた措置についても感謝している。

鄂海が各省に徳民誘致の呼びかけをしたことは、「三十年未闢の荒畠を開き、三十年未足の糧額を補う」効果を生んだという。卑職(王穆)は李秀伯等を県内の男兒埠地方に定着させ、牛種も支給した。今はかれらの家族の到着を待つばかりである、と。

(一二) 「冒死哭恩等事」

王穆は四川陝西總督鄂海の奨励する招徴策を積極的に推進した。その結果、五十三年三月二十日に湖廣寶慶府邵

陽県民蘇有策等十八戸、五十四年五月十五日に邵陽県民危賢卿等五十八戸、新化県民段帝漢等十八戸、王国裕等二十一戸（以上合計百十五戸）が西郷県に到着し、それぞれ県下の逃戸の田地と条銀とを引き継いだ。本項は蘇有策が原籍からの携眷のために印照の再発行を鄂海に懇請した一件である。かれは、最初は西郷県発行の印照を持って、邵陽から西郷へ戻ろうとした。ところが、五十三年冬、沿途の塘汎で抑留され、印照も没収されてしまった。塘汎では印照は故紙同然の扱いであったという。その言い分によれば、四川陝西総督の印照があれば通過できたであろうし、さらに偏沅巡撫の命令があれば何の問題も発生しなかつたはず。そこで、印照の支給を総督に願い出ると同時に、総督から湖撫へ公文書を送り、諒承をとりつけてほしい。そうすれば、自分たち数百名はいうに及ばず、将来陝西の楽土を夢みる者も恩恵に浴することができる。

この蘇有策の携眷問題に対し、王穆はどう対処したのか？　かれは一方で四川陝西総督から偏沅巡撫への公文書の送付をねがい、他方でかつて湖南民の陳咸亨が来西した事例（前項（四）参照）を参考にしてほしいと望んだ。陳咸亨の場合は、西郷の印照を持って零陵県に戻り携眷を成就しているからである。そのさい、「楚民入川之例」が適用され、何ら支障は起こらなかつた。従つて、蘇有策についても、法令との齟齬はないはずである、という。ただし、陳咸亨の一件も、携眷こそ実現したもの、陝西と湖広の官厅間の協議・承認手続は缺落していた。端的にいえば、偏沅巡撫の承諾を得ないまま事態が動いたのである。

王穆は、最終的には偏沅巡撫が蘇有策の原籍州県と沿途の塘汎に命令を発し、携眷を認めてくれるしか解決法はない」と判断している。

以上十二種は、康熙末年、西鄉県への移民の実態を活写した文である。煩を厭わず要約を試みる。康熙十年代の吳三桂の乱で、西郷の人口は激減し、田地は荒廃し、錢糧は額を缺いた。この難局を開闢するため、知県王穆は四川陝西總督鄂海の指示を受け、各省向けに移民招致のための「西郷招徴諭單」を配布した。それに応じて、主として湖広・廣東から成年男子が単身で数多く参集した。王穆はかれらに田地・牛種を与え、入籍を認め、賦額の回復を企つた。定着後、かれらは原籍へ戻つての携眷を願い出た。王穆は必要な印照類を発給し、積極的に協力した。

一方、湖広・廣東の地方官の対応は一様ではなかつた。前掲嘉慶『会典事例』に照せば、四川への移住には明確な規定があつたが、陝西については曖昧だったからである。概して、原籍の地方官は陝西への旅程に必要な印照を発給しなかつた（『楚民入秦、並無給照之例』）。零陵知県朱爾介や始興知県王克讓が許諾したのは（四、七）、むしろ例外に属した。それどころか、本人が携帯する西郷の印照までも没収・破棄する事態（一〇）さえ発生した。また、携眷を実現するためには、湖広管内の要衝を通過しなければならない。ここでも、ふつう抑留の措置がとられた。管下に要衝をかかる地方官が“失察の咎”を懼れて、拒否の姿勢をとつたからである。

移民は原籍で持つ全財産を擲つて、西郷での定住を志した。そうした経緯を踏まえ、王穆は「湖民搬川之例」に準拠して、入秦を認めてほしいと願つた。しかし、かれが論拠としたのは、康熙『会典』の「地方官、広加招徴」（四）という抽象的一句にすぎない。原籍側は、楚民・粵民に往秦開墾の例なし、を理由に拒んだ。戸部に問い合わせても、携眷往秦は法令違反であるとの回答であつた。こうなると、省境を越えた知県同士の交渉では埒があか

ない。そこで王穆は、しきりに鄂海を煩わして湖広督撫の諒承をとりつけようとした。ときには、陝撫・湖撫間の応酬のあげく、湖南側が部覆（戸部の回答）をいちじ棚上げにし、最終決着を鄂海に委ねる事例もあった（八）。この事例からすると、中央と地方、戸部と督撫、指揮命令系統の問題は別として、現実の行政機能はかなりの柔軟性をもつていたことが判る。王穆が何かにつけ鄂海に望みを託したのも首肯できる。

康熙末年の招徴策が西郷県の人口増加にどのような効果をもたらしたのか？ 次の県志が編まれたのは、百十年も後の道光八年であって、その效果を検証する資料としては不満が残る。が、あえて道光8『西郷県志』卷二戸口の数値を示しておこう。

土著 老民二万四千一百一十四戸

共男女大小九万五千七百九十二丁口

新民 一万四千六百一十四戸

共男女大小八万二千六百六十一丁口

これでは、どの時点を境目として老民と新民の線引きが行われたのか、皆目見当がつかない。ただ、総人口の四十六%を新民が占めていることだけは判る。さらに、同書卷二建置、公署に、招徴館改建の記事がみえるが、その中に「乾隆以来、民衆く賦充ち、招徴の用無し」の件があり、乾隆以降は招徴が無用になつたことを伝えている。

四

王穆は康熙六十年（一七二一）に西鄉県知県を退き、代りに漢軍正紅旗人で監生資格をもつ李係が着任した。王穆は五十一年に就任したので、実に十年の歳月を秦嶺山脈の中で過したことになる。かれの離任と時を同じくして、陝西総督鄂海が解任され、その職務を四川総督年羹堯が兼ねるという人事も公表された。この知県と総督の交替劇には、相互に密接な関連があつたと思われる。王穆は在任中、一貫して鄂海の庇護と推輓に望みを託し、そのための努力を怠らなかつた。換言すれば、自らの官僚生活の命運を、上司に当たる鄂海に賭けたのである。かれの編んだ二つの県志を繙けば、鄂海への思い入れが尋常一樣でなかつたことは一目瞭然である。まず、鄂海のプロフィールの紹介から始めよう。

鄂海（？—一七二五）、滿洲鑲白旗人。姓は溫都氏、吳遜と自署した。筆帖式（満漢語翻訳係）から内閣中書、宗人府郎中兼佐領をへて、康熙三十六年（一六九七）陝西按察使、三十七年陝西布政使、四十年陝西巡撫、四十九年湖廣總督、五十二年四川陝西總督となる。ここまで順風満帆であった。五十七年十月に川陝總督は四川總督と陝西總督に二分され、前者を年羹堯が後者を鄂海が担当した。當時、四川巡撫であつた年羹堯は青海、チベット方面の経略で功績を挙げ、「辦事明敏」という人物評価を受けていた。川と陝の分割は、明らかに敏腕家年羹堯のために実施された行政改革であつて、かれは四川巡撫と四川總督を兼務することとなつた。それにひきかえ、鄂海は四川統轄の権限を剥奪され、手痛い打撃を被つたわけである。

ところが鄂海の悲運はこれに留まらなかつた。五十九年五月に太原總兵官署理固原提督金国正が次のような上奏を行つた。陝西は五十七、八年と連年凶作であつた。人民は流離し、現地は緊張につつまれてゐる。有能な文武官は前線の陣地に配置され、憂慮すべき状態である。もともと陝西の兵士は他省と比べて人数が多いが、現在は兵士の訓練、器械の整備ともに思うにまかせない。陝西總督鄂海は、もとより優秀な官員であるが、今は年老いて名声は下降ぎみであり、今回の兩年にわたる凶作についても天子に詳しく述べをしていない！と（実録、五月辛巳）。金国正是山西綠營太原鎮の指揮官で、この時点では陝西綠營固原提督を兼務してゐた。後者に限ると、統属関係は陝西總督鄂海の下に位置するが、少くも軍政面では最高責任者であつた。鄂海にしてみれば、直属の部下の漢人官僚から彈劾を受けたことになる。上奏文の末尾で金国正是「〔鄂海〕未詳悉奏聞」とやや婉曲な表現を用いてゐるが、実は翌六月の九卿會議の結論では「不行奏聞。応令鄂海明白回奏。從之。」とあり、奏聞しなかつたのが真相であつて、天子は鄂海に回奏を命じている（実録、六月己亥）。七月に入り、鄂海は倉卒に回奏を行う。それによると、西安府等四府一州は連年豊收であり、人民の流離もない。ただ、延安府の沿辺と甘肅の涼州とは五十七年は凶作であつた。自分としては、地方の事情を逐一報告して天子の心を煩わせたくなかつたのだ。ここに謹んで五十七、八年被災地の借給銀米の実数をもつて、明白に陳奏する、と。天子はこの回奏に接して、「報聞」（わかつた！）と答えた（実録、七月癸酉）が、實際には翌六十年に鄂海の左遷が決定づけられる。すなわち、五月に陝西總督を解任されて辦理軍前糧餉の肩書きで甘州に追放され、さらに十二月には吐魯番にとばされて種地（農地開拓）の責を負わされた（実録、五月乙酉、十二月癸未及甲申）。明白な失脚であつた。雍正元年十月には吐魯番で原品のままで退職し、三

年四月に歿している。

重複を厭わずにあえて言えば、康熙六十年に鄂海は陝西總督を解任され、王穆は西鄉県知県を離任した。鄂海は微罰人事を適用され、任地も西安から甘州、吐魯番へ、次々と僻地へ追いやられた。もうひとり、鄂海という後楯を失った王穆が以後どういう運命にさらされたのかは、率直に言って杳として行方が知れないのが実情である。稀観書である嘉慶刊・王興堯等三修『雲間王氏族譜』二十一巻を繙いても、その足跡を確かめることはできない。

知県在任中に王穆が鄂海からの後援にどれほどの期待をかけたかは、かれの撰した『西鄉県志』一本に当たれば瞭然である。すなわち、卷七藝文志「文」の本朝部分は三十八種九十九葉から成るが、うち鄂海のは四種二十三葉余を占める。四種とは「万寿閣頌」「陝西通省志敘」「則例全書敘」「漢丞相諸葛忠武侯墓碑」（後半の両種はかれの『城固縣志』卷十藝文にも收録）である。さらに、卷十上藝文志「文告」川陝文告は牌示二十種三十三葉で構成され、なんとすべて鄂海の文章である。このことは、卷十下藝文志「文告」十二種三十六葉の方が全巻王穆の著であるのと対照できる。鄂海は王穆にとつて畏服すべき上司であったかもしれないが、山間僻地の『縣志』の編集方針としては、異様なまでの懃慤さが伝わってくる。王穆の示した媚態であると評しても過言ではない。

王穆が城固と西郷の両県志を編んだ康熙五十六、七年は、まだ鄂海の失政が表面化していなかつたわけで、見方によつては一知県の處世術としては得心がゆく。しかし、五十八年から六十年まで、鄂海が窮地に立たされ失脚の浮き目を味わつていた三年間、恐らく王穆は悔恨の情に打ちひしがれ、奈落の底に落ち込む氣分ではなかつたのか。謹厳実直な性格だつただけに、人生の賭けに失敗したことを思い知らされた悲哀は想像を絶するものがある。

さて鄂海の歿後、陝西・四川省の通志はいったいかれをどう扱つたのか？雍正13修『陝西通志』は卷二十三職官四本朝文職項の総督、巡撫、布政使、按察使の各欄において、かれが鑲白旗滿洲であること、着・離任の年次などをそれぞれ明記している。卷五十一・五十四名宦にその姓名が登場しないのは当然である。卷八十五・九十七は藝文であるが、奏疏・碑記・記・題跋として六種の鄂海の文を載せている。総じて、『陝西通志』は鄂海を穩当に扱つたとみてよい。ところが、雍正11修、乾隆1増刻本『四川通志』を繰ると様相は一変する。鄂海が康熙五十二年から五十七年まで足かけ六年間、四川陝西総督の職にあつたことを想起したうえで検証してみたい。まず、卷七名宦にかれの姓名がない点は『陝西通志』と軌を一にしている。卷三十一職官、総督の項は孟喬芳（順治三年任）から黄廷桂（雍正九年任）までの二十四名を列挙するが、鄂海とその前後の記述形式は左記の通りである。

永泰（満洲人。康熙五十年以右副都御史任）

鄂海

年羹堯（鑲白旗。進士。康熙六十年任）

（注）内は双行

なんと、鄂海の箇所は姓名だけを掲げ、略歴に相当する双行部分の記述を省いている。本項を通覧すると、総督二十四名中、鄂海をふくむ四名だけがこの扱いを受けているが、冷遇としかいいようがない。また卷四十七は皇清藝文で六十五葉から成るが、鄂海の著作は皆無である。ほぼ同時期に編纂された二つの『通志』で、どうしてこれほどの差異が生じたのか？その辺の事情は憶測の範囲を出ないが、少くも『四川通志』の編者心底には、失脚

者鄂海への懲罰的意図がみえかくれする。

註

(1) 康熙57『西郷県志』十巻。この地志は日本には将来されず、中国でも完本は中国國家図書館（旧称北京図書館）、故宮博物院図書館、上海図書館の三ヵ所に蔵されているだけ。私が閲覧したのは中国國家図書館本で、印刷不鮮明な箇所が少くない。本書の特長については文中で順次述べる。

清初の地志のなかには、創業期にふさわしい活気あふるる作品が点在する。本書もその一つである。恐怖政治に怯えた乾隆時代の地志が、概して紋切り型であるのとは対照的である。資料として地志を活用する場合、編纂時の時代背景、撰者の人柄・人脈・立場等に十分な配慮が肝要であることを、今回痛感した。従前われわれはその種の配慮を全くせずに、あたかも無機物を扱うがごとく、ただただ有用記事だけを血眼で探索するという愚を繰り返してきた。本稿は反省の念をこめて執筆した。

(2) 官員の懲戒には「罰俸」「降級」「革職」の三種があり、ここでいう降五級調用とは、「革職」（免職）に近い重い处分である。なお、錢糧未元は官員の降級の主たる事由であった。【清国行政法】I b三一五頁及大野晃嗣「清代加級考」

二五頁（史林八四一六、二〇〇一年）参照。

(3) 印照とは地方官の公印を押した通行証明書。王穉は卷九のなかで、印照・護照・路照・路票・信票・県票等、種々の表現を用いているが、拙稿ではおもね印照で統一した。

(4) 卷九は、清初、陝南への移民問題を扱う場合、資料の宝庫である。ただ、寡聞にして本資料を活用した先行研究を知らない。唯一、葛劍雄主編『中国移民史』第六巻（福建人民出版社、一九九七年）一一一、二二頁で、曹樹基がごく限定期に利用している程度か？

(5) 卷九の十二種の文中、總督・巡撫・布政使・知州・知縣等の人名が頻出する。ただし、概して「姓」を記すだけで、「名」は略されている。ここも原件は「鄂公」となっている。拙稿では、該当する地志を検索して、「名」を補つたが、地志の名称は煩雑にわたるので省略した。

ちなみに、鄂海のまとまつた伝記は国史館本伝が唯一といつてよい。この系統を引くものとして、「国朝耆獻類徵初編」卷一六六、『清史列伝』卷一二、「滿洲名臣伝」卷二四所收の三種があるが、いずれも數文字の異同はあるものの、基本的には同文である。【清史稿】卷二七六鄂海伝は、

これを略記したにとどまり、国史館本伝を越える文字は一切ない。『八旗文經』卷五七作者考甲は簡略ではあるが「自署眞遜。世居納殷江地方…有撫苗錄」の箇所だけは、本伝にない情報を提供している。